別表1(第3条及び第5条関係)

対象とする対象者は下記のとおりとする。 1 対象者

原則として都内に勤務する全ての従業員を対象とする。ただし、制度の適用を一定の条件の方に限定することに合理的な理由がある場合は対象者を限定することは可とする。

奨励金対象事業		導入する制度		奨励金支給要件
上に向け	<カテゴリー1> 柔軟な働き方の実現による エンゲージメント向上	1	フレックスタイム制	- 別途募集要項に定める取組期限までに、労使協定の締結と、制度内容を就業規則その他社内規程に明文化すること
		2	選択的週休3日制	
		3	ワーケーション制度	
		4	社外副業·兼業制度	
	<カテゴリー2> 多様なキャリア形成やスキル 取得支援によるエンゲージ メント向上	5	人材育成方針の策定と目標管理・キャリア面談制度	
		6	社内メンター制度	
		7	リスキリング・資格取得支援制度	
		8	外部キャリアコンサルタント活用支援制度	
	<カテゴリー3> 活発な社内文化の醸成によるエンゲージメント向上	9	従業員表彰制度·報奨金制度	
		10	多様な正社員制度(短時間正社員・勤務地限定・ リモートキャリア等)	
結婚等のライフステージを支援する取組		(1)	家庭応援特別休暇制度(セレモニー休暇・地域活動休暇等)	
		12	産休・育業を支える従業員への支援制度	
		13	子育て支援勤務制度(慣らし保育・小1の壁を乗り越える勤務制度)	
		14)	積立休暇制度	

【賃金引き上げの取組】

対象とする対象者は下記のとおりとする。

1 対象者

都内に勤務する従業員を対象とする。特定の要件を満たす正規従業員、特定の部署の従業員のほか、非正規従業員を対象とすることも可とする。

奨励金対象事業		実施する取組	奨励金支給要件
賃金引上げの取組	15	時間当たり30円以上の賃金の引き上げ	時間当たり30円以上の賃上げを行うこと。 就業規則等に規定している定期昇給外(臨時昇給、又 は定期昇給の上乗せ等)で実施すること。 賃上げ後の時間当たりの賃金額が、東京都の地域別最 低賃金額を30円以上上回っていること。